

熊谷市長 宛

報告者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例第6条の規定により、次のとおり報告します。

大気基準適用施設

採取年月日 及び時刻 （開始時刻 ～終了時刻）	排 出 ガ ス 量 （ $\text{m}^3\text{N}/\text{日}$ ）	排 出 ガス中の 酸素濃度 （ $\%$ ）	測定 箇所	特定施設 の 名 称 及 び 使用状況	分 析 年 月 日	測 定 結 果 （ $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）	試 料 採取者	分析者	備 考

- 備考 1 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「省令」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 2 省令第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 3 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は別紙2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 4 排出ガス量の欄については温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果の欄については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

測定したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)				0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)				0.00003	
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	
備考						

- 備考 1 単位は、ng/m³N (毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³N) とすること。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは「ND」と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 省令第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311又は省令第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動		
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)		
	1日の使用量		
排出ガス量 (m ³ / h)		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度 (°C)			
排出ガス中の酸素濃度 (%)			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng - TEQ / m ³ N)		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載すること。